

ガソリンのギフト券

取扱マニュアル

全国石油業共済協同組合連合会

目次

取扱店ガイド	1-1.	「ガソリンのギフト券」概要	: 2
	1-2.	事業概要	: 3
	1-3.	取扱店の登録	: 4
	1-4.	事前準備	: 6
	1-5.	ギフト券利用への対応	: 8
	1-6.	POS操作・経理処理	: 10
	1-7.	ギフト券の換金	: 12
	1-8.	ギフト券の販売	: 15
	1-9.	webサイト	: 17
	1-10.	取扱店に関するQ&A	: 20
販売店ガイド	2-1.	販売店制度の概要	: 21
	2-2.	販売店の掲示	: 21
	2-3.	販売店制度の取引条件	: 22
	2-4.	ギフト券の注文方法	: 23
	2-5.	販売時の注意事項	: 24
	2-6.	販売店に関するQ&A	: 25
各種約款他		各種様式・周知ツール	: 26
		ガソリンのギフト券 取扱店約款	: 27
		ガソリンのギフト券 利用約款	: 29
		ガソリンのギフト券 販売店約款	: 30
		その他 -ニュースレター-	: 32
各種様式		様式第1号・2号 取扱店申込書	: 33
		様式第4号 換金請求書	: 34
		様式第5号 購入申込書	: 35
		様式第7号 販売店申込書	: 36
		様式第10号 販売店向け購入申込書	: 37
組合連絡先			: 38
各種問合せ先			: 39

1-1.「ガソリンのギフト券」概要



ギフト券名称 ガソリンのギフト券

発行者 全国石油業共済協同組合連合会(関東財務局長第00745号)

取扱店とは、ガソリンのギフト券を使える店舗を指します。
販売店とは、ガソリンのギフト券をユーザーに販売する店舗を指します。

参加資格 取扱店は、石油組合の組合員
販売店は、石油組合の組合員、もしくは全石連が特に認めた者

参加費用 参加費・会費等はありません。

発行券種 紙式ギフト券 1種類（1,000円券）

希望小売価格 1,100円 / 枚
※ 差額の100円は流通経費として購入者様にご負担いただきます。

有効期限 あり（4年9ヵ月～2年10ヶ月 ※購入時期による）P10参照

利用できるもの 事業に参加するSS・燃料店で取り扱う商品やサービス
※ 対象商品は取扱店で指定することができます。

利用場所 事業に参加する組合員（SS・燃料店）のみ（WEBサイト上で検索が可能）

ガソリンのギフト券 概要 説明動画



ガソリンのギフト券の事業概要の説明動画を公開しています。
右記QRコード、下記URLからアクセスしてご覧ください。



【動画URL】(Youtube)
<https://www.youtube.com/watch?v=OC6GK7rP5NA>

1-3. 事業概要 < 取扱店の登録 >

取扱店登録を行うには、「ガソリンのギフト券」webサイト上の「ガソリンのギフト券」取扱店申込フォームからご入力いただくか、「様式第1号・2号 取扱店申込書」に記入しFAXで申込をする方法の2種類があります。

①



「ガソリンのギフト券」取扱店申込フォームから入力

②



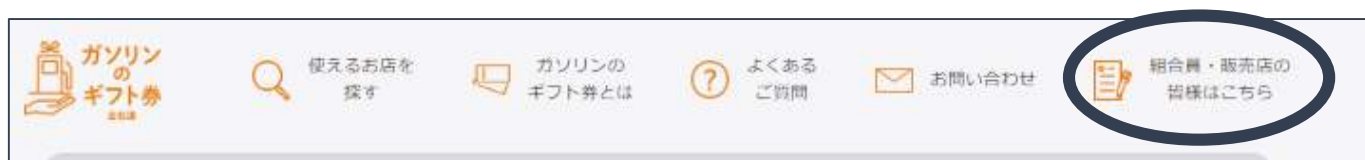
様式第1号・2号 取扱店申込書をFAX

(1) 「ガソリンのギフト券」取扱店申込フォームからの申込

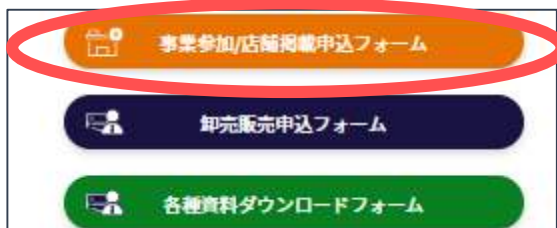
①ガソリンのギフト券webサイト([URL:https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp/](https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp/))へアクセスしてください。

Google等で「ガソリンのギフト券」で検索すると簡単にアクセスできます。

②トップページ上部にある、「組合員・販売店の皆様はこちら」をクリックしてください。



③表示されたボタンのうち、「事業参加/店舗掲載申込フォーム」をクリックしてください。



1-3. 事業概要 < 取扱店の登録 >

④事業参加申込画面(会社情報の入力画面)が表示されるので、下記を参考に入力してください。

事業に参加される取扱店情報を入力してください。

会社名	例：株式会社全石		
会社名(全角カナ)	例：ゼンセキ		
代表者名	姓 例：山田	名 例：太郎	
代表者名(全角カナ)	セイ 例：ヤマダ	メイ 例：タロウ	
生年月日	☒ 前期 ☐ 平成 + ▼ 年 + ▼		

月

+

▼

日

④事業参加申込画面(会社情報の入力画面)が表示されるので、下記を参考に入力してください。

1-3. 事業概要 < 取扱店の登録 >

⑤事業参申込画面(SS情報の入力画面)に情報を入力します。

事業参申込画面(SS情報の入力画面)

SSの名称、ブランド等を入力してください。
 商社系列等については、「その他」を選択して下さい。

郵便番号は半角カナ
 住所の町丁・番地の数字部分は半角。

住所を入力後、「住所入力後、クリックしてください」をクリックすると、「緯度」、「経度」が自動で入力されます。

電話番号は半角数字(ハイフンはなし)
 24時間営業は、時間指定は不要でチェックを入れてください。

該当するものにチェックを入れてください。
 選択したものは色が藍色になります。

写真はここでアップロードすることもできますが、後から指定のメールアドレス(gasoline-gift-ss@zensekiren.or.jp)へご送付いただいても構いません。

隔週休みや営業時間とギフト券の利用時間が異なる場合などはこちらにご記入ください。

「販売店に登録する」を選ぶと、ギフト券を販売することが可能となります。

2SS以上の申込がある場合は「+ 他の店舗も掲載する」をクリックしてください。
 新しいSS用の入力フォームが出てきます。
 最大5SSまで申し込むことができます。

異力団排除に関する誓約書にチェックを入れ、確認画面で内容を確認したら登録完了です。

(2)様式第1号・2号 取扱店申込書を利用した申込

- ① 37頁に掲載の「様式第1号・2号 取扱店申込書」にご記入ください。
- ② 全石連 SSビジネス事業推進グループ 03-3580-9255へFAXでご送付ください。

既に取扱店になっている企業が取扱店を更に追加する場合には、この方法で追加登録を行ってください。

1-4. 事前準備 < 取扱店キットの確認 >

取扱店キットには、以下の内容物が封入されています。

内容物に過不足ないかご確認ください。

取扱店コードのご連絡・換金請求書・換金用専用封筒は、1社に1セットずつご用意しております。

マニュアル・取扱店ポスター・利用上のお願いPOP・見本券は、SS数に応じてご用意しています。

< 取扱店キット封入物 >



1. 取扱店コードのご連絡



2. 取扱マニュアル：1部



3. 取扱店ポスター(A1サイズ)

店頭の見えやすい位置に掲示してください。



4. 見本券



5. 見本券封筒

4. 見本券を入れて送付します。



6. 換金請求書

コピーしてご利用ください。
石油広場HPからもダウンロードできます。



7. 換金用専用封筒

追加のご要望は
全石連へご連絡ください

1-4. 事前準備 < 取扱店キットの確認 >

< 取扱店キット封入物(販売店向けツール) >

販売店登録を頂戴している場合は、下記の販売店向けツールも併せて封入されています。



8. 販売店掲示ステッカー

追加のご要望は
全石連へご連絡ください



9. 販売店用価格表

販売店がギフト券を購入する
際の価格表です。



10. 販売店注文申込書

販売店がギフト券をFAXで購
入する際の注文用紙です。
(webからも購入は可能です)

< その他 >

また数に限りはありますが、のぼりやパウチのご用意もございます。
1SS2枚程度であれば、無料でご提供いたしますので、ご希望であればご連絡下さい。



1-5. ギフト券利用への対応 < ギフト券取扱いの対応 >

(1) 利用枚数と利用に際しての注意事項の説明

- ギフト券の利用枚数の確認
- お釣りを出せないことを伝える

(2) 裏面に取扱店舗(SS・燃料店)印が押印されていないかを確認

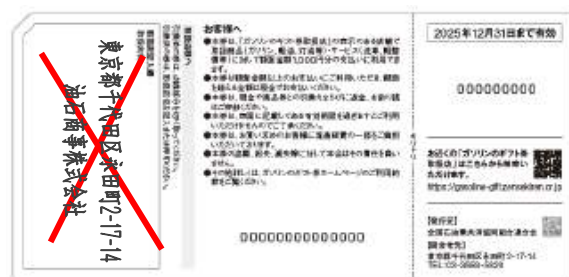
押印されているものは他の取扱店で
利用済みとみなすため、利用できません。

もし別のSSの印が押印されていたら？



販売店のSSが誤って押した可能性があります。
内容をお調べしますので、全石連までご
連絡ください。

TEL : 03-3593-5820



換金用半券

取扱店用控

(3) 取扱店舗控え部分が切り取られてないか確認

券が切り取られているものは利用できません。



取扱店用控

換金用半券

偽造確認のポイント



①透かし模様

ホログラムの左右(約37mmの範囲)に、透かし模様が入っています。

③マイクロテキスト

文字高さ0.25mmの極小文字で「ZENSEKIREN」が連続印刷されています。
肉眼では判別できません。

②ホログラム入り専用用紙

幅1.2mmのホログラムが紙にすき込まれています。

1-5. ギフト券利用への対応 < ギフト券取扱いの準備と対応 >

(4) 有効期限内の利用か確認

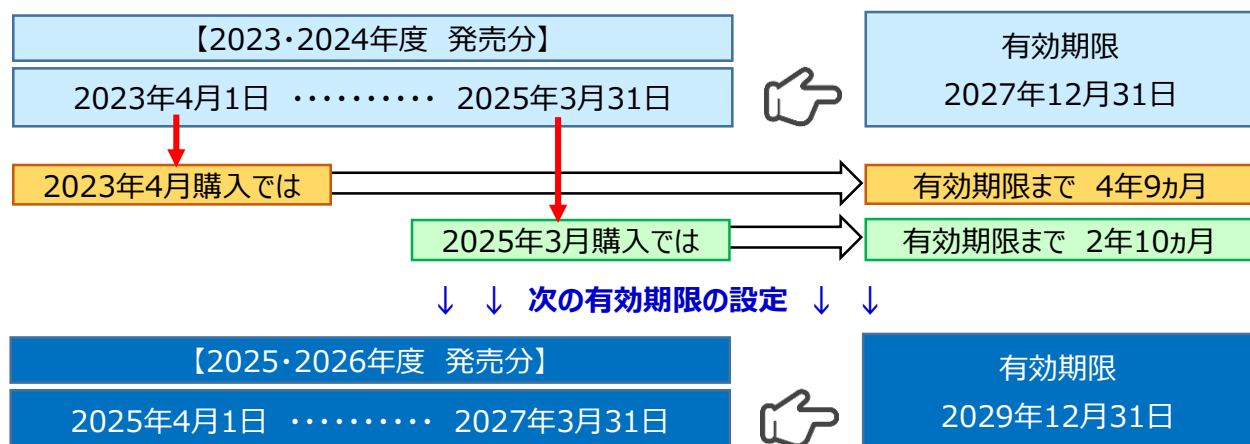
券面右下に記載されている有効期限内のものかどうかご確認ください。
有効期限を過ぎたものは利用できないことをお伝えください。



有効期限
**2025年
12月31日**

**有効期限内の利用で
あることをご確認ください。**

ギフト券は、2年度ごとに新しい有効期限を設定する仕組みになっています。
発売開始初年度の初日（基準日）から4年後に来る12月31日を有効期限とします。
2023年4月～2025年3月に販売するギフト券の有効期限は、2023年4月1日から4年後の
2027年12月31日になります。
購入時期によって有効期限までの期間が変わりますが、最短でも2年10ヶ月確保しています。



- 有効期限の切れたギフト券は、取扱店で利用されても換金には応じられません。
- 有効期限が切れる月に利用されたギフト券は、直近の換金締切日までに換金手続きを行ってください。
翌々月より後の換金締切日に到着した分は有効期限切れのギフト券利用とみなし、換金に応じられませんので、ご注意ください。

例) 2025年12月31日有効期限のギフト券が2025年12月中に使われた場合は、
2026年2月末日必着で送付してください。同年2月28日以降に到着した場合は換金いたしません。

(7) ギフト券受領

ギフト券を受領し、額面分商品・サービスを提供してください。

※ 給油する場合のPOS操作の一例は 12頁以降をご覧ください。

(8) ギフト券裏面への押印

ギフト券の裏面の取扱店記入欄に社印の押印もしくは社名の記載をしてください。

1-6. POS操作 –フルSSの場合–

ギフト券をPOSで処理するには、(1) 現金扱い、(2) 掛売扱い、の2通りの方法があります。
フルSSとセルフSSでは操作手順が一部異なります。

お使いのPOS機器により操作方法が異なるので、詳しくはPOS機器メーカーにお問い合わせください。
なお、経理処理については、お取引のある税理士にご相談されることをおすすめします。

ギフト券の処理は、「定額処理」での対応をおすすめします。

給油金額がギフト券金額に満たなかった場合、お釣りがでないことをお客様へお伝えください。

給油前に支払方法を確認される際に、ギフト券の利用の有無をご確認ください。

● 現金扱い

- ① ギフト券をお使いの場合はお釣りが出ないことをお伝えし、何千円分給油するか確認します。
- ② POS設定で「現金」扱いで、指定金額分の給油を行います。
- ③ お客様からギフト券を受け取り完了です。
- ④ お客様が満タン給油を希望される場合は、ギフト券での給油終了後、追加給油を行いその代金を現金ないしクレジットカードで収受します。



【経理処理】

当日のレジ内の現金残高とPOS上での現金残高の差額となるギフト券受取額は、「**小口出金**」として処理します。“ギフト券用の科目”を設け、ギフト券の受け取り、換金分の入金を経理処理します。

【各種ポイントについて】

給油にともなう各種ポイントは、ギフト券での給油では付与されません。

● 掛売扱い

ギフト券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。



- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができないようです。
お客様が持っているギフト券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ギフト券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ(税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“ギフト券用の掛売カード”を使って給油します。
給油上限まで給油しギフト券を受け取ります。
- ③ お客様が満タン給油を希望される場合は、ギフト券での給油終了後、追加給油を行いその代金を現金ないしクレジットカードで収受します。

【経理処理】

“ギフト券用の掛売先”を設け、ギフト券での掛売、換金分の入金・差額で受け取った現金を経理処理します。

1-6. POS操作 –セルフSSの場合–

セルフでの給油後に提示されると、POS売り上げの取消→ガソリンのギフト券での売り上げ再登録、といった処理が必要になるので、7頁掲載の掲示物を計量機付近に掲示することをお勧めします。また、券面にも告知文を記載しています。

● 現金扱い

- ① お客様がギフト券を利用したいことを確認します。
- ② ギフト券をお使いの場合はお釣りが出ないことをお伝えし、何千円分給油するか確認します。
- ③ ギフト券を受け取ります。
- ④ POS側の操作で、計量機が給油できる状態にします。
POS操作でご不明点があれば、POSメーカーにお問い合わせください。
- ⑤ お客様に給油開始を案内します。
- ⑥ 給油終了後、POSマスタから出力されるレシートを渡します。



【経理処理】

当日のレジ内の現金残高とPOS上での現金残高の差額であるギフト券受取額は、「**小口出金**」として処理します。“ギフト券用の科目”を設け、ギフト券の受け取り、換金分の入金を経理処理します。

● 掛売扱い

ギフト券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。



- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができません。
お客様が持っているギフト券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ギフト券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ (税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“定量給油”するPOS操作を行い、お客様に給油開始を案内します。
- ③ 給油上限まで給油してギフト券を受け取ります。
- ④ 給油可能量を超えずに給油が終わってしまった場合は、一部を現金で受け取ることにします。
①の例で18ℓの給油で満タンとなった場合は給油代金が2,700円になるので、ギフト券2枚と現金700円を受け取るようになります。3枚受け取って300円のお釣りを渡すことはできません。

【経理処理】

“**ギフト券用の掛売先**”を設け、ギフト券での掛売、差額で受け取った現金、換金分の入金を経理処理します。

【フル・セルフともに操作方法の動画を公開しています】

店頭でのPOSターミナルの操作例の動画をYouTubeで公開しています。

<https://youtu.be/5mIotN5TtJ0>

(youtube限定公開です。上記URLか右記二次元コードからのみご視聴いただけます)

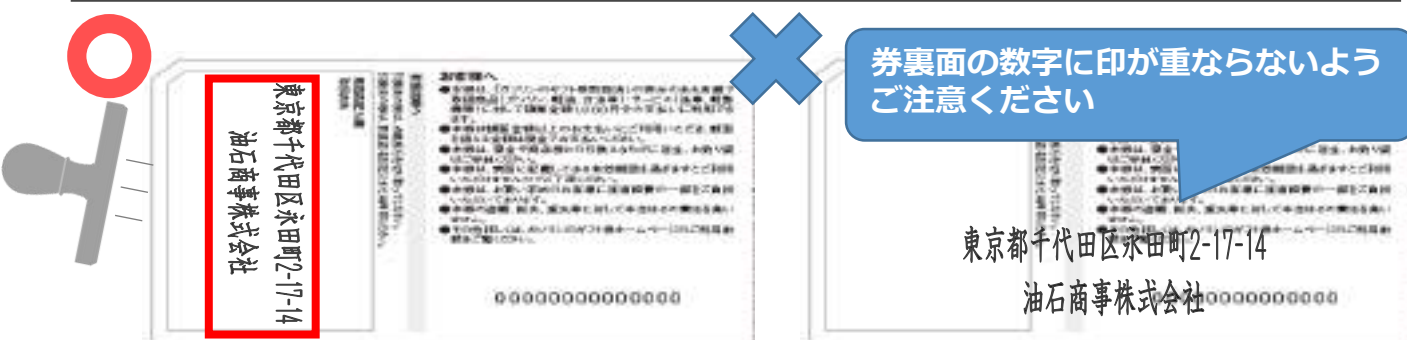


1-7. ギフト券の換金 < 換金請求の準備 >

(1) ギフト券裏面への押印

ギフト券の再利用防止のため、切り取ったギフト券の裏面の取扱店記入欄に、社印の押印もしくは社名の記載をしてください。

この部分に取扱店印が押されているギフト券は、利用約款に基づき利用することが出来ません。



枠内に会社印の押印もしくは社名を記入してください

(2) ギフト券の切り離し

ギフト券の裏面に予め入っているキリトリ線に沿ってハサミ等で切り離してください。

切り離したギフト券は紛失しないように保管してください。

※ 切り離し用のミシン目は入っていません。また、表面のホログラムはキリトリ線ではありません。



換金部分提出後も、枚数の確認でご連絡させていただくことがあるほか、万が一の郵便事故の際に必要なとなりますので、取扱店用控は換金手続きが完了するまで廃棄せずに保管してください。

1-7. ギフト券の換金 < 換金用半券、換金請求書の送付 >

(3) 換金請求書の記入

【記入時の注意事項】

- ① 送付枚数を確認し、枚数をご記入ください。
- ② 請求の際には1梱包につき「ガソリンのギフト券 換金請求書」1枚として必要事項をご記入いただき、SSビジネス事業推進グループ宛に専用封筒で郵送してください。
- ③ 換金スケジュールは次頁の通りとなります。

(4) 換金用半券・換金請求書の投函

利用された**ギフト券の換金用半券、換金請求書**を取扱店キットに含まれている「専用封筒」で送付してください。ホチキス止めなどは不要です。

封筒の不足等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。無料でご提供いたします。



- ※ 複数の取扱店を運営されている場合、1枚の請求書に合算して送付してください。
- ※ 郵送料は全石連が負担いたします。

専用封筒の有効期限が切れている場合も、ポストに投函してください。

本会に通常通り届きます。

新しい有効期限の専用封筒も送付しますので、全石連へご一報ください。

<送付先・連絡先> (専用封筒に印字されています)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館

全国石油業共済協同組合連合会 SSビジネス事業推進グループ 宛

TEL : 03-3593-5820

1-7. ギフト券換金 < 換金の流れ >

使用済のギフト券は、以下のような流れで換金します。

なお、**換金に当たって取扱店側の手数料負担はありません。また、1枚から換金できます。**

① 使用済ギフト券を全石連へ送付



② 全石連で使用済ギフト券のデータ処理・換金額の確定



送付されてきた使用済ギフト券の枚数や内容を確認します。

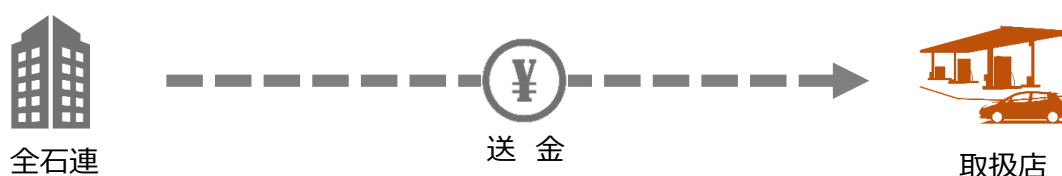
③ 換金額の送金案内の連絡（メール・ファックス）



送金案内書は、「ガソリンのギフト券」取扱店申込書で指定された方法で連絡します。

◆ 指定されたメールアドレスに送金案内を送付 ◆ 指定されたFAXに送金案内書を送信

④ 登録口座への送金



登録時に指定された口座に、銀行経由で送金されます。

振込人は、「ゼンセキレン ガソリンギフトケン」と記載されます。

送金スケジュール

使用済ギフト券受付日	送金日
10日までの到着分	当月17日頃送金
20日までの到着分	当月27日頃送金
30日までの到着分	翌月7日頃送金

1-8.ギフト券の購入 < 直売方式での購入方法 >

ギフト券の購入は下記の2通りの方法で対応いたします。

WEBからの購入

ガソリンのギフト券HPにアクセス

HPトップページの
「ギフト券のお申込み」をクリック

申込画面で必要事項を入力する

請求金額と指定した支払方法での
案内メールが届く

FAXでの購入

本紙添付の、「購入申込書」に
コピーし記入

必要事項を記入のうえ、
全石連に送付（FAX）

全石連で内容確認

購入者へ商品代金、送料等含めた
請求書を送付

銀行振込・コンビニ伝票・コンビニバーコードでの支払い
・コンビニ伝票：レジでお支払いする伝票を郵送します
・コンビニバーコード：伝票の内容をお手元のスマホへSMSで送信します

入金確認後、3営業日以内に発送、お届け

SSが全石連からギフト券を仕入れてお客様に販売する
販売店制度については、26頁以降をご覧ください。

1-8.ギフト券の購入 < 包装資材 >

ギフト券の包装資材（化粧箱、など）は下記のものをご用意しております。

① ギフト券封入用資材

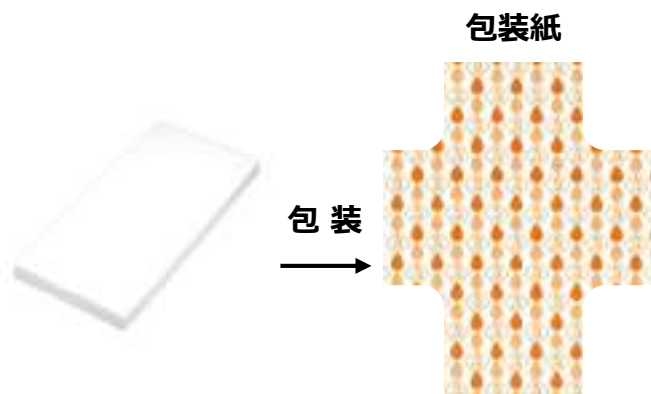
封筒：無料



化粧箱：有料

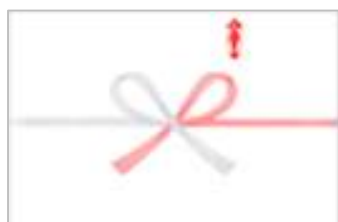


包装紙をセットで送付いたします。



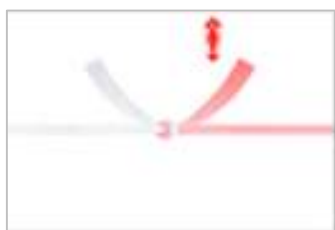
② のし (無料) (名入れは致していません。)

慶事用



紅白蝶結び

慶事用



紅白結び切り

弔事用



黒白結び切り

1-9.webサイト

ギフト券利用者、また取扱店・販売店向けに、webサイトを開設しています。
webサイトには、以下の機能を提供しています。

- ・取扱店、販売店の検索
(都道府県別検索、系列別検索、現在地周辺の検索、フリーワード検索)
- ・一般ユーザーのギフト券の購入申込
- ・取扱店の登録・販売店の登録
- ・販売店のギフト券購入申込

サイトへのアクセス方法

- ギフト券裏面のQRコードからアクセス 



- 検索サイトで「ガソリンのギフト券」で検索しアクセス

ガソリンのギフト券 [検索](#)

- ## ●URLを直接入力してアクセス

<https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp>

TOPページ(取扱店検索画面)



1-9.webサイト

検索結果画面（掲載情報）

取扱店申込時に提出いただいた「取扱店情報届出書」の情報を掲載します。
掲載内容は随時変更できますので、変更が必要となった場合は全石連までご連絡ください。



永田町SS

サンプル石油株式会社

[GAS] ギフト券販売店



店舗(SS・燃料店)写真

店舗外観、内観写真等を3枚まで表示できます。
ユーザーがSSを探す目印となるほか、どんなSSが分かる安心感がありますので、是非ご協力ください。
ファイル形式：jpg、png
サイズ：1枚につき8MB迄
掲載する写真は、店舗名を明記の上、下記メールアドレスへご送付ください。右側の二次元コードからも送付可能です。
gasoline-gift-ss@zensekiren.or.jp



住所 100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

営業時間 24時間営業

定休日 年中無休

店舗タイプ



フル&セルフサービス

サービス

- ✓ 洗車
- ✓ オイル交換
- ✓ 車検・点検
- ✓ タイヤ交換
- ✓ カーメンテナンス
- ✓ レンタカー

取り扱い油種

- ✓ ハイオク
- ✓ レギュラー
- ✓ 軽油
- ✓ 灯油

特記事項 1/1～2は休業します。

店舗(SS・燃料店)情報

系列、店名、住所、電話番号、
営業時間、定休日、取扱サービス、
営業形態（フル/セルフ/スプリット/燃料店）、販売店の登録状況を掲載します。

周辺地図

Google Map上での位置を表示させます。



1-9.webサイト

ギフト券申込画面（お申込フォーム）

このお申込みフォームは、「一般ユーザー向け」のものです。
販売店様の購入の場合は、28頁をご確認ください。

申込情報の入力



- ギフト券の申込枚数
 - 包装資材の数（封筒、箱）
 - 熨斗の有無（3種類から選択）
- ※ 名入れは対応していません
- お申込者情報（住所・電話・メール）
 - 発送先情報
 - 配送日時指定（10日後～）
 - 支払方法
- ※ 申込時点で金額確定。確認も可能です。
- ※ サイト上での支払いはできません
（クレジットカード・電子マネー等）

申込内容の確認・支払



左記フォームより申込後、送料、梱包資材費含めた請求金額を本会からメールでご連絡するとともに、ご希望の支払い方法についてご案内します。

商品発送

入金確認後、3営業日以内に
佐川急便で発送いたします。



1-10. 取扱店に関するQ&A

利用について

● Q1 お釣りは出せますか？

おつりは出せません。額面と等額でご利用ください。

● Q2 利用したとき領収書は発行できるのですか？

取扱店側で発行することに問題はありません。

● Q3 使用したギフト券が再度使われることを防ぐ仕組みはあるのですか？

ギフト券が使用された取扱店でギフト券の所定部分を切り取ることで再利用を防ぐことにしています。
裏面の「取扱店欄」に社印の押印又は署名をしていただくことで再利用を防ぐことにしています。

● Q4 利用できるサービスを限定することはできますか？

ギフト券の使える商品・サービスは取扱店で自由に決められますので可能です。
Webサイト上にその旨記載しますので、全石連までご連絡下さい。

● Q5 ガソリンのギフト券をノベルティとして使おうと思うのですが、利用は自社限定と案内してもいいですか？

取扱店であれば広く利用できるギフト券ですので、「自社以外では使えません」という案内はしないでください。
「自社で使えます」や「ぜひ自社でご利用ください」という案内は構いません。

その他

● Q7 取扱店でギフト券を販売できるのですか？

「販売店登録」を行うことで可能です。
販売店登録をご希望の場合は、本紙40頁記載の様式第7号をFAXでご送付いただくか、次頁記載のガソリンのギフト券各種資料ダウンロードフォームからダウンロードいただき、メールでご送付ください。

● Q8 ラッピングや熨斗袋は付けられますか？

ギフト券封入用の封筒、熨斗は無料で対応します。贈答用の箱、ラッピング包装は有料です。

● Q9 偽造される可能性は？気づかずに偽造ギフト券を受け取った場合、取扱店の負担になりますか？

3種類の偽造防止策を採用しています。判別方法は本マニュアルの10頁に記載しています。
万が一取扱店で偽造ギフト券に気づかず交換された場合も、当該利用分は換金します。

● Q10 曜日により営業時間が違う。HP上でギフト券が使用できる時間等含めわかるようにしてほしいです。

取扱店の情報を登録する様式の中の「ギフト券の使える時間欄」、「備考欄」に「ご来店前に営業時間をお問い合わせください」等とご記入ください。
登録内容は随時変更できますので、変更が必要となった場合は本会又は石油組合までご連絡ください。

● Q11 ギフト券のことでお客様からクレームを寄せられたが、どのように対応すればよいですか？

ギフト券に関するクレームは全石連で対応いたします。お客様のご連絡先を全石連にお知らせいただくか、お客様に全石連（03-3593-5820）までご連絡いただくようご対応ください。

● Q12 都道府県をまたがって複数のSSがあり、所在地の石油組合の組合員になっていないSSがある場合は登録可能？

原則として、SS所在地の石油組合の組合員になっていない場合は、取扱店になることはできません。

2-1. 販売店制度の概要

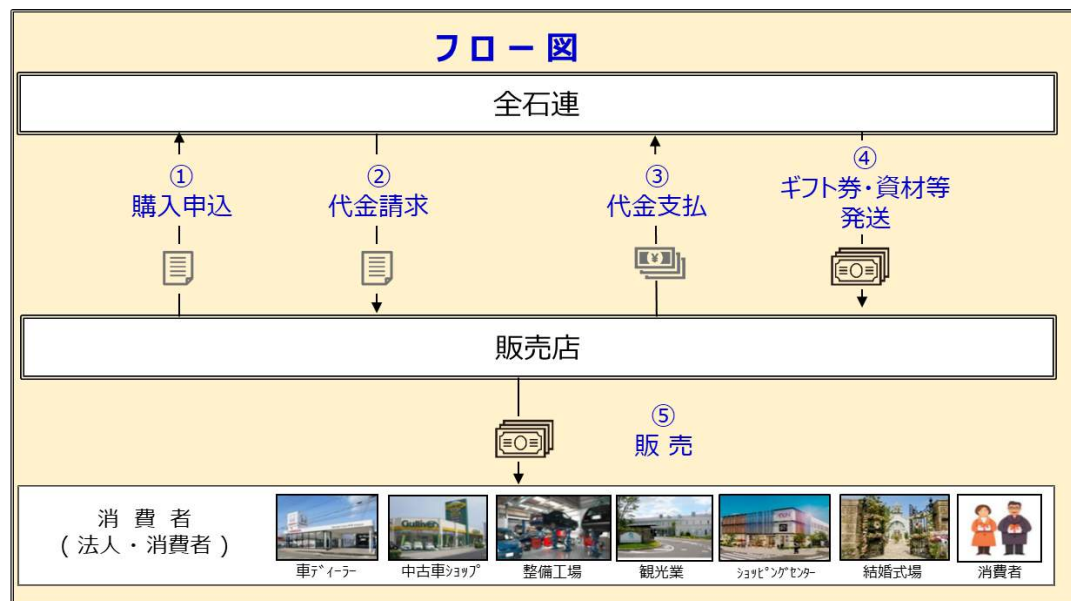
販売店制度は、全石連に販売店登録をした取扱店が、全石連からギフト券を仕入れ、個人および法人ユーザー等に販売を行うものです。

販売店の資格は、下記に該当する方です。

(1) 全石連の会員である石油協同組合およびその組合員

(2) 前号のほか、全石連が特に認めた者

注文から納品までの流れは、以下の通りです。



2-2. 販売店の掲示

販売店の登録が完了しましたら、全石連から下記の書類等を送付します。

①「ガソリンのギフト券」販売店コードのご案内

販売店コードは、販売店価格でのギフト券の購入時に必要となります。

②販売店価格表

ギフト券の販売店価格や、提供資材の価格等を掲載しています。

③販売店掲示シール

販売店掲示シールは、取扱店掲示ポスターに貼り付けてお使い下さい。

< 販売店掲示シール >



縦9cm×横23cm

※デザインは変更となる場合があります

< 貼り付け例 >



2-3. 販売店制度の取引条件

1. 価格・提供資材について

ギフト券の価格や提供している資材は下表の通りです。
提供資材の詳細については、19頁をご覧ください。

内 容	注文単位	価 格
ガソリンのギフト券	1枚より制限なし	販売店価格表に記載の通り
	購入枚数が50枚未満の場合は送料を頂戴します。50枚以上の場合は送料無料です。	
専用封筒	1枚よりギフト券と同数まで	無 料
贈答用小箱	1枚よりギフト券と同数まで	50円/個(税込)
のし 紅白蝶結び	1枚よりギフト券と同数まで	10円/枚(税込)
のし 紅白結びきり	1枚よりギフト券と同数まで	10円/枚(税込)
のし 黒白結びきり	1枚よりギフト券と同数まで	10円/枚(税込)

※一般のお客様としてご購入いただく場合とは価格体系が異なります。

<送料(税込)>

地域	都道府県	送料	地域	都道府県	送料
北海道	北海道	900円	関西	大阪・兵庫・京都・奈良・和歌山・滋賀	700円
東北	宮城・福島・山形・岩手・秋田・青森	660円	中国	広島・岡山・島根・山口・鳥取	750円
関東 甲信越	東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・山梨・新潟・長野	600円	四国	香川・愛媛・高知・徳島	850円
東海	愛知・静岡・岐阜・三重	600円	九州	福岡・佐賀・大分・長崎・鹿児島・熊本・宮崎	900円
北陸	石川・福井・富山	600円	沖縄	沖縄	900円

2. 購入方法

公式webサイトからのお申込、または購入申込書のFAXか郵送でお申込みください。

3. 注文単位

注文枚数に制限はございません。販売店における販売目標設定や在庫義務はありませんが、webサイトで「ギフト券販売店」として表示されるため、ギフト券を購入したいユーザーへすぐ販売できるよう、店頭での在庫にご協力ください。

4. 決済方法・送付方法

銀行振込とコンビニ決済(伝票決済・バーコード決済)があります。
銀行振込の振込手数料、コンビニ払のコンビニ決済手数料は、販売店負担となります。
入金を確認後に佐川急便(貴重品扱い)で発送します。

5. 返品

ご購入いただいたギフト券は、汚損・破損の場合を除き、返品はできません。
到着したギフト券に汚損・破損があった場合は、到着後3日以内に全石連までお知らせください。

6. 交換制度

旧有効期限のギフト券を、新しい有効期限のギフト券と交換する制度を設けています。
2年に1度、新しい有効期限のギフト券を発行する際に、交換いたします。
交換受付期間等の情報については、ニュースレターやメールなどで販売店の皆様へご案内いたします。

2-4. ギフト券の注文方法

1. Web申込



販売店コードを入力すると、
下記の画面となります。

「組合員・販売店の皆様は
こちら」をクリック。

必要事項入力フォーム

申し込むギフト券の枚数を選択して、ご購入者様の情報を入力してください。

購入枚数 10枚以上、100単位で購入可能	1000円券	-	50	+	枚
包装（封筒＋外箱） ①	封筒（無料）		0	枚	ギフト券の枚数に読み合わせ枚数と同じ数 までお申し込みいただけます。 ※枚数のご指定がない場合は、封筒に入 れて送付いたします。
	外箱（100円/箱）		0	個	
包装（のし） ①	紅白横結び		0	枚	
	黒白横結び切り		0	枚	

会社名
必須

代表者名
必須

郵便番号（ハイフンなし）
必須

住所
都庁・市庁は半角で入力

連絡先（ハイフンなし）
必須

メールアドレス
必須

お支払い方法
①

銀行振込 ☒ コンビニ決済 ☐

注文枚数などを入力。

販売店登録の情報が
自動入力されます。
(変更が必要な場合は手動で変更してください)

入力内容の確認画面が表示され、「以上の内容で送信」を押すと正式に注文となります。

2. 購入申込書

購入申込書は本紙末尾に記載のほか、全石連公式ホームページ・石油広場からダウンロードできます。

全石連 公式HP「石油広場」 URL : <http://www.zensekiren.or.jp/>

また、ガソリンのギフト券webサイトの「組合員・販売店の皆様はこちら」内にある「各種資料ダウンロードフォーム」からもアクセス可能です。

2-5. 販売時の注意事項

- ・ギフト券の希望小売価格は、1,100円としています。
- ・ギフト券は消費税の非課税対象のため、消費税課税の対象とはなりません。
販売の際には十分ご注意ください。
- ・取扱店のリストの一覧を、webサイトで提供しています。
- ・販売の際には、「ガソリンのギフト券」ご利用の手引き(下)を封筒に同封するなどし、必ずお渡しください。



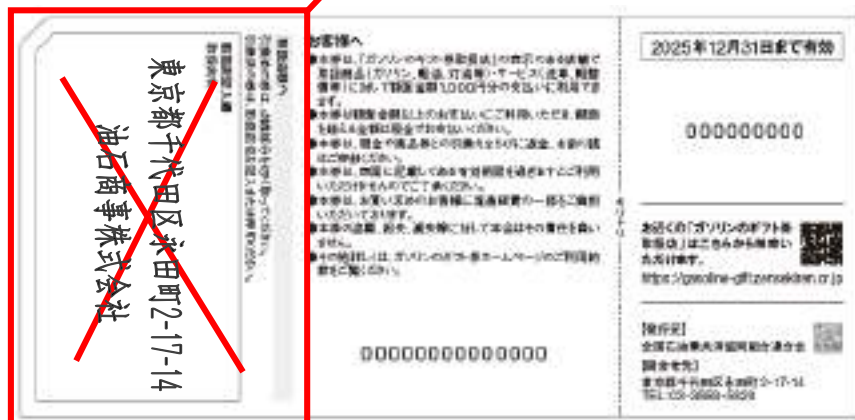
表面



裏面

- ・ギフト券の裏面には「取扱店記入欄」という欄がありますが、こちらはギフト券を使用されたSSで記入・押印する部分ですので、販売店でお客様へ販売する際に**記入・押印はしないでください。**

赤枠部分：取扱店記入欄



2-6. 販売店に関するQ&A

● Q 1 取扱店と販売店はなにが違うのですか？

取扱店はギフト券を利用できるSS、販売店はギフト券が利用でき、かつ販売も行っているSSを指します。

● Q 2 ギフト券に消費税はかかりますか？

ギフト券は非課税商品のため、消費税は発生しません。(消費税法第6条)

● Q 3 取扱店は必ず販売店にならないといけませんか？

販売店の登録は任意です。

● Q 4 全ての取扱店が販売店登録をしなければなりませんか？

指定する取扱店だけを登録することも可能です。追加・取消はいつでもできます。

● Q 5 販売店は、ギフト券を一定数在庫する必要がありますか？

在庫義務はありませんが、webサイトの「ギフト券販売店」の表示を見たユーザーが来店した際に対応できるよう、一定数の常備にご協力ください。

● Q 6 在庫しているギフト券の返品やはできますか？

到着後3日以内に発見された汚損・破損を除き、購入後の返品はできません。

新しい有効期限の券との交換は、2年に1度、新しい有効期限のギフト券が発行された際に行っています。その際は改めてご連絡差し上げます。

● Q 7 既に取扱店になっていますが、後から販売店になる場合の手続きは？

後から販売店となることはいつでも可能ですが、web上のお手続きには対応しておりません。

誠に恐れ入りますが、本マニュアルの40頁に掲載の「ガソリンのギフト券 販売店申込書」にご記入頂き、全石連まで F A X いただくか、24頁記載の本会webサイト「ガソリンのギフト券各種資料ダウンロードフォーム」からダウンロードいただき、メールでご送付ください。

(全石連 F A X 番号：03-3580-9255 メール：gasoline-gift-soudan@zensekiren.or.jp)

各種様式・周知ツール

様式類

- 様式第1号 取扱店申込書
- 様式第2号 取扱店情報届出書
- 様式第3号 取扱店登録通知書・取扱店キットの送付案内
- 様式第4号 換金請求書
- 様式第5号 購入申込書
- 様式第6号 取扱実績確認書 等

約款

- ガソリンのギフト券 利用約款
- ガソリンのギフト券 取扱店約款

周知ツール

- ① 取扱店周知用ポスター
- ② 利用上のお願いPOP
- ③ ガソリンのギフト券のご案内
- ④ 取扱店周知用マグネット(作成中)



Now
Printing

各種用様式や周知ツールをご入用の場合は、全石連までご連絡下さい。
ガソリンのギフト券webサイトの「組合員・販売店の皆様はこちら」内にある
「各種資料ダウンロードフォーム」から、アクセスいただくと、様式や周知ツールの一部がダウンロードできます。

U R L : <http://www.zensekiren.or.jp/06contents06/12>



ガソリンのギフト券 取扱店約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」という。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下「ギフト券」という。）を取扱う取扱店（以下、「取扱店」という）は、本約款に従って、全石連と取引を行うものとする。

第2条（取扱店の資格）

取扱店は、全石連の会員である石油協同組合の組合員でなければならない。

第3条（取扱店の申込、審査、登録）

- 1 取扱店になろうとする者は、全石連に対して所定の申込書を提出する。
- 2 全石連は、前項の申込の内容が、資金決済に関する法律、関連法令、及び一般社団法人日本資金決済業協会の定める自主規制（以下、これらを合わせて「法令等」という。）に適合することを審査する。
- 3 全石連は、前項の審査の結果、申請者を取扱店として登録する場合は、取扱店コード、登録日を申請者に通知する。
- 4 申請者は、前項の登録日をもって取扱店となる。

第4条（取扱店の表示、協力）

- 1 取扱店は、全石連が提供する取扱店である旨を表示するポスター等を店舗又は施設内の見やすい場所に掲示する。
- 2 取扱店は、全石連からギフト券の告知に関して、店舗又は施設内の見やすい場所へポスターを掲示すること、あるいはチラシの配布等を求められたときは、これに協力する。
- 3 取扱店は、第14条に基づき本約款に基づく取引を終了したときは、直ちに第1項のポスター等を撤去しなければならない。

第5条（販売商品、ギフト券との引換）

- 1 取扱店が、ギフト券と引換えに販売する商品（役務を提供する場合を含む。以下、「商品等」という。）は、次のものに限る。
 - 一 取扱店が、取扱店の店舗又は施設内で販売する商品等
 - 二 その他全石連が承認した商品等
- 2 取扱店は、ギフト券と引換えに次の商品等を販売してはならない。
 - 一 公序良俗に反する商品
 - 二 禁制品
 - 三 青少年の育成に不適切と認められる商品
- 3 取扱店は、商品と引換えにギフト券を回収するにあたり、取扱要項を遵守しなければならない。
- 4 取扱店は、全石連から次の照会を受けたときは、すみやかに回答しなければならない。
 - 一 商品等に関する照会
 - 二 ギフト券の取扱いに関する照会
 - 三 ギフト券の管理の状況に関する照会
- 5 取扱店は、偽造又は変造されたギフト券を発見したときは、すみやかに全石連に報告しなければならない。

第6条（換金請求）

取扱店は、商品と引換えに回収したギフト券を、全石連が指定する一定期間ごとに、全石連が指定する場所へ送付して、換金請求を行う。

第7条（情報の提供）

- 1 全石連は、一般消費者に対して、ギフト券の取扱い、使用方法、その他ギフト券に関する情報を、全石連のホームページ、又はその他の媒体により、常時提供し、ギフト券の普及に努める。
- 2 全石連は、取扱店に対して、前項と同様の手段により、ギフト券の取扱いに関する情報を適宜提供する。これらの事項に追加、変更があったときも同様とする。
- 3 全石連は、取扱店からギフト券の取扱いに関する質問を受けたときは、すみやかに回答する。

第8条（表明）

- 1 取扱店は、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）であること
 - 二 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること
 - 三 反社会的勢力を利用していること
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 取扱店は、自ら又は第三者を利用して、全石連又はその関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、確約する。

ガソリンのギフト券 取扱店約款

第9条（取引停止、登録の取消し）

- 1 全石連は、取扱店に次の事項に該当する疑いが生じたときは、取扱店に対し、いつでも照会し、釈明を求めることができる。
 - 一 第5条2項で定める商品等を販売していること
 - 二 第8条の表明に反すること
 - 三 全石連が取扱店に報告又は照会を求めた事項につき、重大な事実の相違又は虚偽があること
- 2 全石連は、前項の照会・求釈明に対する回答が取扱店からなされるまでの期間、本約款に基づく取引を停止することができる。
- 3 全石連は、取扱店が第1項各号に違反したことが判明したとき、又は第1項の照会・求釈明に対し、合理的な期間内に誠実な回答を行わないときは、ただちに取扱店の登録を取り消すことができる。
- 4 取扱店は、全石連が前2項に基づき、取引を停止し、又は登録を取消した場合、全石連に対し、名目・理由を問わず、金銭の請求をすることができない。

第10条（譲渡禁止等）

取扱店は、本約款に基づく地位又は個別の取引によって生ずる金銭債権を、第三者に譲渡し、又はこれに質権、もしくは譲渡担保その他の権利の設定を行ってはならない。

第11条（個人情報の保護及び秘密保持）

- 1 取扱店は、ギフト券の取扱いに関連して知ったギフト券の保有者に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律第4章の定めに従って、適切に取り扱わなければならない。
- 2 全石連は、取扱店を通じて前項の情報を入手した場合、全石連の個人情報保護方針に従って適切に管理する。
- 3 全石連又は取扱店は、本約款又は個別の取引に基づき、相手方から開示された相手方の事業に関する秘密を、第三者に漏えいしてはならない。

第12条（届出）

- 1 取扱店は、次の事項が生じた場合、ただちに全石連に対し届出なければならない。
 - 一 営業を停止したとき
 - 二 揮発油販売業を廃業したとき
 - 三 石油協同組合を脱退したとき
 - 四 商号、代表者、本店住所、主要株主に変更が生じたとき
- 2 取扱店が本店住所の変更の届出を怠り、全石連が取扱店の従来の住所に通知をした場合、その通知は通常到達すべき時に取扱店に到達したものとみなす。

第13条（取扱店の脱退）

取扱店は、ギフト券の取扱いをやめるときは、1か月前までに全石連に対し、取扱店からの脱退の通知を行うことにより、本約款に基づく取引を終了することができる。

第14条（取引の終了）

本約款に基づく取引は、次の事由により終了する。

- 一 全石連が、第9条第3項に基づき、取扱店の登録を取消したとき
- 二 取扱店が、第12条第1項目第一号から第三号に該当したとき
- 三 取扱店が、前条に基づき、取扱店から脱退したとき
- 四 全石連が、法令に基づき、ギフト券の発行を停止又は終了したとき

第15条（紛争の処理、合意管轄）

全石連と取扱店との間で、本約款の解釈、契約の履行方法、その他の事項に関して疑義が生じ、あるいは紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決する。万一訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第1審の専属管轄とする。

第16条（本約款、取扱要領の改定）

- 1 全石連は、法令等の変更にともない、取扱店の同意なく、本約款及び取扱要領を変更することができる。
- 2 前項の場合、全石連は、変更の効力発生日の1か月前までに、本約款または取扱要領を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を全石連のホームページにて告知する。

第17条（附則）

この約款は、令和3年4月1日から効力を生ずる。

以上

ガソリンのギフト券 利用約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」といいます。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下、「ギフト券」といいます。）の所有者（以下、「お客様」といいます。）は、全石連作成の『ガソリンのギフト券利用約款』に基づいて、ギフト券を利用することができます。

第2条（利用可能店舗）

ギフト券は、ギフト券の取扱店（以下、「取扱店」といいます。）であることを示すポスター等の表示があるガソリンスタンド等の施設でご利用できます。

第3条（有効期限）

ギフト券は、券面に記載された有効期限を過ぎるとご利用できません。

第4条（利用方法）

1 お客様は、ギフト券を取扱店に提示し、これと引き換えることにより、ギフト券に記載された額面金額（以下、「額面金額」といいます。）と同額の商品を購入し、又はサービスを受けること（以下、「商品の購入等」といいます）ができます。

2 商品、及びサービスの内容は、各取扱店によって異なります。

3 お客様は、現金と併用することにより、額面金額を超える金額の商品の購入等を行うことができます。

4 ギフト券を利用して額面金額未満の商品の購入等をして、お釣りを受け取ることはできません。

5 ギフト券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。

6 ギフト券の払戻しは、資金決済に関する法律第20条第1項に定める場合を除き、できません。

第5条（利用できない場合）

お客様は、次の場合は、ギフト券を利用することができません。

- (1) ギフト券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) ギフト券裏面の引換店欄に、取扱店のスタンプ等があるとき
- (3) ギフト券裏面の指定部分が、切り取られているとき
- (4) ギフト券の3分の1以上が滅失したとき
- (5) ギフト券記載の専用管理コードが、汚損等により判読できないとき
- (6) ギフト券が偽造又は変造されたものであるとき
- (7) お客様が、ギフト券を違法に取得したとき、又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (8) 前2号の疑いがあることに、相当の理由があるとき
- (9) 反社会的勢力である又はその疑いがあると全石連が判断したとき

第6条（免責）

全石連は、次の場合にお客様が受ける不利益について、一切の責任を負いません。

- (1) ギフト券に、前条各号の事由が生じたとき
- (2) ギフト券が盗難にあったとき、又は紛失・滅失したとき
- (3) お客様がギフト券を利用して購入した商品又は受けたサービスに、欠陥、不良品その他の問題があったとき

第7条（仕様の変更）

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合があります。

第8条（問い合わせ先）

お客様からの問い合わせ先は以下のとおりです。

全石連 03-3593-5820

午前9時～午後12時 午後1時～午後5時（土・日・祝祭日、年末年始等を除く）

gasoline-gift-soudan@zensekiren.or.jp

第9条（本約款の変更）

1 全石連は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本約款を変更することができます。

(1) 変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 全石連は、前項にもとづいて本約款を変更するときは、本約款を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、全石連のインターネットホームページにおいて（前項第2号の場合についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

第10条（附則）

この約款は、令和3年4月1日から効力を生じます。

以上

ガソリンのギフト券 販売店約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」という。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下、「ギフト券」という。）を販売する者（以下、「販売店」という。）は、本約款に従って、全石連と取引を行うものとする。

第2条（販売店の資格）

販売店は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）全石連の会員である石油協同組合およびその組合員
- （2）前号のほか、全石連が特に認めた者

第3条（販売店の申込、審査、登録）

1 販売店になろうとする者は、全石連に対して、所定の申込書を提出する。

2 全石連は、前項の申込みの内容が、資金決済に関する法律、関連法令、及び一般社団法人日本資金決済業協会の定める自主規制（以下、「法令等」という。）に適合することを審査する。

3 全石連は、前項の審査の結果、申込者を販売店として登録することを決定した場合は、申込者へ、販売店コード、登録日を通知する。

4 申込者は、前項の登録日をもって販売店となる。

第4条（売買）

1 全石連は、次条に従い、販売店に対して、ギフト券を売渡し、販売店はこれを買受ける。

2 全石連は、販売店に対し、ギフト券にかかる事業に関して、いかなる代理権も付与しない。

第5条（ギフト券の販売）

1 ギフト券の販売価格、販売数量の単位等は、全石連が定める。

2 販売店は、全石連に対して、全石連の指定する方法により、ギフト券および副資材（以下、「ギフト券一式」という。）の購入を申込む。

3 全石連は、前項の申込みに対して、承諾および代金の請求を、一括して行う。

4 販売店は、前項の請求を受けた後、すみやかに、全石連の指定する銀行口座に振込む方法により、代金を支払う。振込手数料は販売店の負担とする。

5 全石連は、前項の代金の入金確認後、販売店の指定する場所において、ギフト券一式を引渡す。引渡しにかかる費用は全石連の負担とする。

6 販売店は、前項の引渡しの後、直ちに、ギフト券一式を検認し、毀損汚損等を発見した場合は、全石連へその旨を文書をもって通知する。

7 全石連は、前項の通知を受けた場合、ギフト券一式を調査する。調査の結果、毀損汚損等を確認したときは、直ちにこれを交換する。ただし、当該毀損汚損等が販売店の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、この限りではない。

8 前項の規定は、販売店がギフト券一式の引渡しを受けてから3日以内に第6項の通知を行わなかった場合は、適用しない。

9 販売店は、全石連に対して、引渡し済みの商品券について、前3項による場合を除き、いかなる理由によっても、返品等の請求をすることができない。

第6条（届出）

1 販売店は、次の事項が生じた場合、直ちに、全石連へ届出なければならない。

- （1）営業を停止したとき
- （2）揮発油販売業を廃業したとき
- （3）石油協同組合を脱退したとき
- （4）商号、代表者、本店住所、主要株主に変更が生じたとき

2 販売店が本店住所の変更の届出を怠り、全石連が販売店の従来の住所に通知をした場合、その通知は通常到達すべき時に販売店に到達したものとみなす。

第7条（販売店の表示、協力）

1 販売店は、全石連が提供する販売店である旨を表示するポスター等を、店舗又は施設内の見やすい場所に掲示する。

2 販売店は、全石連から、ギフト券の告知に関して、店舗又は施設内の見やすい場所へポスターを掲示すること、あるいはチラシの配布等を求められたときは、これに協力する。

3 販売店は、本約款に基づく取引が終了したときは、直ちに、前2項のポスター等を撤去しなければならない。

第8条（商標）

1 販売店は、ギフト券の商標（以下、「本件商標」という。）を使用することができる。

2 販売店は、本件商標を、本約款に基づく取引の目的以外に使用してはならない。

3 販売店は、本件商標の全部または一部を改変し、もしくは本件商標を、全石連が行うギフト券事業の信用を損なう方法で使用してはならない。

4 販売店は、本件商標が第三者に侵害され、または侵害されるおそれがあるときは、直ちに全石連に通知しなければならない。

5 販売店は、本約款に基づく取引が終了したときは、直ちに、本件商標の使用を中止しなければならない。

ガソリンのギフト券 販売店約款

第9条（情報の提供）

- 1 全石連は、販売店へ、ギフト券の取扱い等に関する情報を、全石連のホームページ、又はその他の媒体により、適宜提供する。これらの事項に追加、変更があったときも同様とする。
- 2 全石連は、販売店からギフト券の取扱い等に関する質問を受けたときは、すみやかに回答する。

第10条（表明）

- 1 販売店は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）であること
 - （2）反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること
 - （3）反社会的勢力を利用していること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 販売店は、自ら又は第三者を利用して、全石連又はその関係者に対し、詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

第11条（取引停止、登録の取消し）

- 1 全石連は、販売店が本約款に違反している疑いが生じたときは、販売店に対し、いつでも照会し、釈明を求めることができる。
- 2 全石連は、販売店から前項の照会・求釈明に対する回答がなされるまでの期間、当該販売店について、本約款に基づく取引を停止することができる。
- 3 全石連は、販売店について次の事項が生じた場合は、当該販売店の登録を取消することができる。
 - （1）販売店が、第1項の照会、求釈明について、合理的な期間内に誠実な回答を行わないとき
 - （2）販売店が前条の表明に反したとき
 - （3）販売店が本約款に違反し、それに対する全石連の是正要請に応じないとき
- 4 販売店は、全石連が前2項に基づき、取引を停止し、又は登録を取消した場合、全石連に対し、名目、理由のいかんを問わず、金銭の請求をすることができない。

第12条（取引の終了）

- 本約款に基づく取引は、次の事由により終了する。
- （1）全石連が、前条第3項に基づき販売店の登録を取消したとき
 - （2）販売店が、第6条第1項第1号から第3号に該当したとき
 - （3）販売店が、全石連に対して、本約款に基づく取引を終了する旨を、終了日の1か月前までに文書にて通知し、当該終了日が到来したとき
 - （4）全石連が、法令に基づき、ギフト券の発行を停止又は終了したとき

第13条（個人情報の保護及び秘密保持）

- 1 販売店は、ギフト券の販売に関連して知ったギフト券の購入者に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律第4章の定めに従って、適切に取扱う。
- 2 全石連は、販売店を通じて前項の情報を入手した場合、全石連の個人情報保護方針に従って適切に管理する。
- 3 全石連及び販売店は、相手方から開示された事業に関する秘密を、第三者に漏えいしない。

第14条（譲渡禁止等）

- 販売店は、本約款に基づく地位ならびに全石連に対して取得した金銭債権を、第三者に譲渡し、又はこれに質権、もしくは譲渡担保その他の権利の設定を行ってはならない。

第15条（紛争の処理、合意管轄）

- 全石連と販売店との間で、本約款の解釈、契約の履行方法、その他の事項に関して疑義が生じ、あるいは紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決する。万一訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第1番の専属管轄とする。

第16条（本約款の改定）

- 1 全石連は、法令等の変更にともない、販売店の同意なく、本約款を改定することができる。
- 2 前項の場合、全石連は、変更の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を全石連のホームページにて告知する。

第17条（附則）

- この約款は、2021年10月1日から効力を生ずる。

その他 -ニュースレター-

不定期で、全石連から取扱店の本社様へ F A X でニュースレターを送信致します。
取扱店の皆様に知っていただきたい内容を記載しておりますので、店舗スタッフの皆様へも回覧をお願い致します。



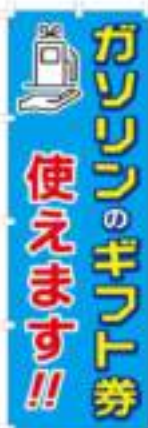
ガソリンのギフト券ニュースレター

NO.23 2023-06-12

＜このご案内は、すべてのガソリンのギフト券取扱店に送信しています＞

●PR 用ノボリのご提供について

4 月にご案内しておりましたお客様向け PR 用ノボリが完成しました。本レターでのアンケートで必要とご回答いただいた取扱店様へは発送を行っておりますが、まだ在庫がございますので、ご入用であれば本会(TEL:03-3593-5820)までお申し付けください。



●ギフト券の販売状況について

2022 年度は約 20 万枚、2023 年 4 月は 45,652 枚を販売しました。カーディーラーをはじめとして、取扱店となった組合員様がギフト券を自社のノベルティとして活用し、定期的に購入される事例も広がっています。お客様に提供したギフト券が自社 SS で使用されることが多く、販促経費の有効活用にも役立っています。

他にも、

- ・自治体が障がいのある方の燃料代補助として購入
- ・民間企業が社員表彰での商品として購入
- ・釣具店がお得意様へのプレゼントとして購入 等、

様々な方から購入され、利用されています。

是非、皆様とお取引のある団体や法人の方へ「ガソリンのギフト券」をご紹介くださいますようお願いいたします。

●ギフト券販売店の皆様へのお願い

ガソリンのギフト券の存在が法人、一般ユーザーで認知されるにつれ、「WEB サイトで調べた最寄りの販売店で購入したかったが、在庫がないと言われた。欲しいときに買えるように在庫を置いてほしい。」というユーザーからの要望が増えてきています。

WEB サイトのトップページに、「ギフト券販売店には、状況により在庫がない場合もございます。ご購入を希望される場合は、お手数ではございますが販売店にお問い合わせください。」と記載しているので、購入を希望されるユーザーからお問い合わせがくることあると思われます。

販売店の皆様におかれましては、こうしたユーザーからの要望にお応えいただきたく、可能な範囲でガソリンのギフト券の在庫保有をご検討くださいますようお願い申し上げます。

＜継続のお願い＞ スタッフの皆様へのギフト券周知にご協力ください

取扱店で「ガソリンのギフト券」の利用を断られてしまったという苦情が寄せられています。SS のスタッフの皆様へ、改めてギフト券の取扱店であること、対応方法をご説明くださいますようお願い申し上げます。

全国石油業共済協同組合連合会
会長 森 洋 殿

申込日: 年 月 日

貴会の「ガソリンのギフト券取扱店約款（以下取扱店約款）」、販売店に登録の場合は「ガソリンのギフト券販売店約款（以下販売店約款）」が適用されることに同意した上で申し込みます。

ガソリンのギフト券 取扱店申込書	会社名 又は名称																
	代表者名	フリガナ					生年 月日	昭和・平成									
	住 所	郵便番号										都道府県					
	連絡先	TEL					FAX										
	換金分 送金口座	銀行コード					銀行・ 信組・信金					本店・支店・ 出張所					
		口座種類					普通 当座					店舗コード					
		口座番号															
	送金案内 連絡方法 【255が】	☐ メール					@										
		☐ ファックス															
	暴力団排除に関する誓約書 ☐ 以下の項目に同意します 当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利結果を蒙ることとなっても、異議は一切申し立てません。																
1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると否又は法人等の役員等（個人である場合はその他、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他役員に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき 2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき 3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき 4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき																	

取扱店情報	1. SS名称	(カナ)					ナフ ター	☐ ENEOS	☐ アポロ	☐ 出光	☐ シェル	☐ エスモ		
								☐ エクサス	☐ SOLATO	☐ PB	☐ その他 ()			
	2. 住 所	〒												
	3. 連絡先	電話番号												
	4. 営業時間						☐ 24時間							
	5. ギフト券対応時間						営業時間と同じ場合は記載不要です。							
	6. 定休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	年中無休 ☐				
	7. 店舗タイプ	☐ フルSS					☐ セルフSS					☐ フル・セルフ併設 (SS&セルフ)		☐ 燃料店
	8. 取扱い油種	☐ ハイオク		☐ レギュラー		☐ 軽油		☐ 灯油						
	9. サービス	☐ 洗車		☐ オイル交換		☐ タイヤ交換		☐ 車検・点検		☐ カーメンテナンス		☐ レンタカー		
	10. 店舗写真の掲載	☐ 掲載する		☐ 掲載しない		店舗写真を3枚（形式：jpg、png、サイズ：8MB/枚）まで掲載できます。 件名に「会社名・SS名」を入れ、gasoline-gift-ss@zensekiren.or.jpまで送信してください。								
	11. 備考													
12. 販売店の登録	☐ 希望する					☐ 希望しない								

複数SS登録する場合は、本紙をコピーし「取扱店情報」のみご記入下さい。

取扱店約款・販売店約款は右記 web サイトよりご確認ください。 <http://www.zensekiren.or.jp/D6contentsD6/12>

様式第4号 換金請求書 使用済みギフト券と一緒にご利用ください

(様式第4号)

「ガソリンのギフト券」換金請求書

年 月 日

全国石油業共済協同組合連合会
共同事業グループ S ビジネス事業推進チーム 行

取扱店コード															
取扱店名															
担当者															
電話番号															

下記の使用済「ガソリンのギフト券」について換金請求します

券種	送付枚数					金額									
1,000 円券					枚										円

全石連使用欄

【換金請求の方法】

使用済みギフト券は、機械で読取を行います。以下についてご協力ください。

①使用済みギフト券は半券を切り取り、裏面に取扱店の社印の押印か取扱店名を記載してください。



②取扱店コードが同じ場合は、換金請求書は1枚にまとめてください。1つの封筒に入りきらない場合は、封筒1つにつき換金請求書を1枚入れてください。

③請求の際には、1梱包につき「ガソリンのギフト券」換金請求書1枚をセットして、専用封筒で郵送してください。(郵送料はかかりません)

使用済ギフト券を留める際は、ホチキスは使用しないでください。

留める場合は、クリップか輪ゴムをご使用ください。

④毎月10日・20日・30日に事務局に到着したギフト券を、各7日後を目安にお支払いします。

20240612

申 込 日	年 月 日						
申込枚数		枚	1,100円/枚 (1,000円券)				
包 装 (贈送用小箱のみ有料)	封筒		枚	のし	紅白結び切り		枚
	贈送用小箱 (100円/箱)		箱		紅白蝶結び		枚
					黒白結びきり		枚

<購入者情報>

※のしの表書き、名入れは対応しておりません。

1 お名前	姓			名			購入者が法人の場合は、 ご担当者様名をご記入ください。
2 お名前(カナ)	セイ			メイ			
3 会社名							購入者が法人の場合は、必ず ご記入ください。
4 部署名							
5 郵便番号	〒						
6 住所							
7 電話番号							日中連絡が取れる番号を記載してください。
8 FAX番号							
9 メールアドレス	①						
10 発送先	☐ 購入者と同じ住所に発送 ☐ 下記住所に発送						

<送付先情報> (購入者と別住所へ発送の場合のみご記入ください。)

1 お名前	姓			名			送付先が法人の場合は、 ご担当者様をご記入ください。
2 お名前(カナ)	セイ			メイ			
3 会社名							送付先が法人の場合は、必ず ご記入ください。
4 部署名							
5 郵便番号	〒						
6 住所							
7 電話番号							

<配送・支払情報>

希望配達時期	配達時期	☐ 指定なし (通常、入金確認後3日以内に発送)			
		☐ 期日指定 (注文日から10日以内を目安にご指定ください)	配達指定日	月	日
	*期日指定をご希望の場合、ご入金のタイミングによっては、ご対応できない場合もございます。				
	配達時間帯	☐ 指定なし	☐ 8時～12時	☐ 12時～14時	☐ 14時～16時
☐ 16時～18時		☐ 18時～20時	☐ 18時～21時	☐ 19時～21時	
支払方法	☐ 銀行振込 ☐ コンビニ支払(伝票決済) ☐ コンビニ支払(バーコード決済)				
	コンビニ支払(バーコード決済)は、申込時の電話番号がスマートフォンの場合にご利用頂けます。				
請求書送付方法 (銀行振込の場合のみ)	☐ FAX ☐ 郵 送 ☐ メール送信				

備考欄	
-----	--

* 本申込書にご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範に基づいて適切に取り扱いを致します。

20221024

様式第7号 販売店申込書(取扱店が販売店になるときに使用します)

ご記入頂きましたら、FAX: 03-3580-9255 へご送付ください。

年 月 日

全国石油業共済協同組合連合会
会 長 森 洋 殿

貴会「ガソリンのギフト券販売店約款」が適用されることに同意した上で申し込みます。

会 社 名 又は名称												
代表者名	フリガナ				生年 月 日		昭和・平成 年 月 日					
住 所	郵便番号				-							
	都道府県											
連 絡 先	TEL		-		-		FAX		-		-	
販売店登録	全ての取扱店を販売店登録する場合は、下記にチェックしてください。											
	☐ 申し込んでいる全ての取扱店を販売店登録する											
	取扱店の販売店登録を限定する場合は、該当の取扱店名を以下に記入してください。											
	1						6					
	2						7					
	3						8					
	4						9					
	5						10					
記入しきれない場合は、「別紙」と記載し、別紙を添付ください。												

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私。団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

販売店コード											
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

20211001

様式第10号 販売店向け購入申込書

「ガソリンのギフト券」
販売店注文申込書

全石連 SS ビジネス事業推進グループ
FAX:03-3580-9255

申込日	年		月		日		
申込枚数	枚		50枚未満の場合は送料を頂戴します。				
包装資材 (封筒以外有料です)	封筒	枚	のし	A 紅白結び切り	枚		
	贈答用小箱	箱		B 紅白蝶結び	枚		
				C 黒白結びきり	枚		
						※のしの表書き、名入れは対応していません。	

<販売店情報>

1 販売店コード										
2 社名										
3 ご担当者名										
4 郵便番号	〒					-				
5 住所										
6 電話番号						-				-
7 FAX番号						-				-
8 発送先	☐ 上記住所に発送					☐ 下記住所に発送				

<送付先情報> (上記と別住所へ発送の場合のみご記入ください。)

1 社名または氏名										
2 ご担当者名										
3 郵便番号	〒					-				
4 住所										
5 電話番号						-				-

<配送・支払情報> ギフト券は、ご入金が確認でき次第出荷いたします。

配送希望日	☐ 指定なし		☐ 配送指定 月 日	
	(注文日から10日後以降をご指定下さい)			
※ご入金のタイミングにより、対応できない場合もございます。				
配送希望時間帯	☐ 指定なし	☐ 8~12時	☐ 12~14時	☐ 14~16時
	☐ 16~18時	☐ 18~20時	☐ 18~21時	☐ 19~21時
支払方法	☐ 銀行振込		☐ コンビニ支払	
請求書送付方法 (銀行振込の場合のみ)	☐ FAX送付		☐ 郵送	
			☐ メール送付 (アドレスは備考欄にご記入下さい)	

ギフト券の発送は、ご入金が確認でき次第になります。

備考欄										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

* 本申込書にご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範に基づいて適切に取り扱いを致します。

20220401

組合連絡先

組合名	電話	組合名	電話
北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	東京都石油業協同組合	03-3593-1421
札幌地方石油業協同組合	011-822-8114	神奈川県石油業協同組合	045-641-1351
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	静岡県石油業協同組合	054-282-4337
函館地方石油業協同組合	0138-23-4426	山梨県石油協同組合	055-233-5850
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	愛知県石油業協同組合	052-322-1550
胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352	三重県石油業協同組合	059-225-5981
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903
釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818	富山県石油業協同組合	0764-29-8811
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	石川県石油販売協同組合	076-256-5330
北見地方石油業協同組合	0157-23-4582	福井県石油業協同組合	0776-34-3151
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	滋賀県石油協同組合	077-522-7369
南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293	京都府石油協同組合	075-642-9733
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	大阪府石油協同組合	06-6362-2910
日高地方石油業協同組合	0146-22-2366	奈良県石油協同組合	0742-26-1800
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	和歌山県石油協同組合	0734-31-6251
苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515	兵庫県石油協同組合	078-321-5611
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
紋別地方石油業協同組合	0158-24-2061	広島県石油販売協同組合	082-261-9431
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
		島根県石油協同組合	0852-25-4488
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	山口県石油協同組合	083-973-4400
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	高知県石油業協同組合	0888-31-0439
福島県石油業協同組合	024-546-6252	愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
山形県石油協同組合	023-664-2821	福岡県石油協同組合	092-272-4564
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	大分県石油販売協同組合	097-533-0235
長野県石油協同組合	026-217-6740	佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
群馬県石油協同組合	027-251-1888	長崎県石油協同組合	095-826-4181
栃木県石油協同組合	028-622-0435	熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
千葉県石油協同組合	043-246-5225	鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822
埼玉県石油業協同組合	0480-53-3215	沖縄県石油業協同組合	098-998-1871

お問い合わせ先

ガソリンのギフト券に関する質問・ご不明点やお客様からの質問、苦情等がありましたら、
下記連絡先までお問い合わせください。

全国石油業共済協同組合連合会
共同事業グループ
S Sビジネス事業推進チーム



T E L 03-3593-5820

営 業 時 間 9:00～12:00 13:00～17:00
(土・日・祝祭日 年末年始等を除く平日)

F A X 03-3580-9255

E - M A I L gasoline-gift-soudan@zensekiren.or.jp

所 在 地 〒100-0014
東京都千代田区永田町2丁目17番14号 石油会館